

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)等を踏まえ、災害時における医療提供体制を強化するため、防災・減災対策に関する施設整備等を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

医療施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	医療施設浸水対策事業	医療施設非常用自家発電装置施設整備事業	医療施設給水設備強化等促進事業	医療施設等耐震整備事業	災害拠点精神科病院施設整備事業	災害拠点精神科病院等設備等整備事業
実施主体	倒壊の危険性のあるブロック塀を保有する病院	消防法施行令の一部を改正する政令等により、新たにスプリンクラー等を整備する義務が生じた有床診療所等	ハザードマップ等による洪水・雨水出水・高潮の浸水想定区域や津波被害警戒区域に所在している①公的病院・診療所、②救命救急センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所、地域医療支援病院、特定機能病院、ほか政策医療実施機関 ※「医療施設浸水対策事業」のみ公立病院・診療所も対象。			民間等の病院(災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物(Is値0.3未満)を有する病院)	災害拠点精神科病院	災害拠点精神科病院、DPAT先遣隊を有する病院

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。